

2020年5月22日

お客様各位

四国労働金庫

「緊急事態宣言」一部解除に伴う営業体制の変更および再開について（その2）

日頃は、＜四国ろうきん＞をご利用いただき、誠にありがとうございます。

四国労働金庫は、「緊急事態宣言」が42府県で解除されたことに伴い、一部店舗において実施してきました「一時的な昼休業」を終了し、通常業務取扱時間による営業体制に変更いたしますので、お知らせいたします。

当金庫では、お客様ならびに職員の健康・安全を最優先とし、経済活動をサポートする金融機能の維持や生活資金のご支援に全力で取り組んでまいります。

記

1. 営業時間の変更について

（1）【該当店舗】

地 区	店 舗 名	
愛媛地区	今治支店	八幡浜支店

（2）【変更内容】

＜今治支店＞

変更前（2020年5月22日まで）	変更後（2020年5月25日から）
9：00 ～ 13：00 14：00 ～ 15：00 （昼休業時間13：00～14：00）	9：00 ～ 15：00

＜八幡浜支店＞

変更前（2020年5月22日まで）	変更後（2020年5月25日から）
9：00 ～ 11：30 12：30 ～ 15：00 （昼休業時間11：30～12：30）	9：00 ～ 15：00

（3）【変更日】

2020年5月25日（月）から

以 上